

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和4年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、軽自動車税の賦課徴収及び地方税に関する調査を実施する。 地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①市内に定置場を持つ軽自動車の車両情報、所有者及び使用者の管理(車両の取得・廃車等に関するものを含む。)事務 ②納税義務者への税額等の通知事務 ③原付等車両のナンバープレートの発行事務 ④軽自動車税の賦課徴収に係る他市町村への照会・通知事務 ⑤軽自動車税の減免に関する事務 ⑥軽自動車税に係る証明書等の発行事務 ⑦軽自動車税の過誤納金還付・充当事務
③システムの名称	総合行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税マスターファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富良野市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成30年7月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(16の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成30年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
平成30年7月12日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 清水 康博	税務課長	事後	
平成30年7月12日	I-7 請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	事後	
平成30年7月12日	I-8 連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)	事後	
平成30年7月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年7月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年5月10日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策		改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年7月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	